## FP相続新聞【相続貧乏にならないために】

秋の税務調査は要注意!・・・ 春は安心?

平成27年 10月号

末日 続税の税務調査は、国税犯則 取締法に規定する、不正の手段 を使って故意に税を免れた者に 強制権限をもって犯罪捜査に準じて調査 する「強制調査」(マル査)と、相続税法に

基「調にさす成年お相づ意」分ま平6にて



税に関し「強制調査」で告発されたのは、 わずか2件(脱税総額4.8億円)にすぎません。通常の税務調査は、確認のために 行われるものであり、納税者の同意を基と したいわゆる任意調査です。しかし、任意 といっても調査拒否には罰則規定があり ますので結果、間接強制になっています。

- ●国税庁は税務調査の実態を定期的に公表しています。脱税の抑止効果を狙ってか申告件数に対する税務調査割合を一定に保っていますので、税務署員は調査件数のノルマがあり、この処理する期間を「事務年度」として7月1日から翌年6月30日の年度に区切っています。
- ●そして、国税組織は出世競争による階級社会となっています。税務署員の定期異動は7月に行われますので、異動先で案件を確認しスタートする9月~12月の秋にかけて行われる税務調査は、明けて3月に行われる勤務評定を意識し評価点数の高い、大口の金額修正(増差)が見込まれる案件を重点的に行い一定の成果を目指すことになります。特に重加算税事案はより評価点数が高くなりますので、調査時の誘導には気を付けなければ

なりません(平成 25 年以降の税務調査から求められることがある質問応答を記録した「確認書」への署名捺印は強制力がなく重加算税の証拠となるので止めた方がよいとのこと「税務調査のすべて」トーマツ(清文社))。4月以降に開始する相続税の税務調査は、ノルマ数達成のために比較的短期間に(6月迄に)終了する見込みの案件が選択されることになります。

●相続税の税務調査による申告漏れの 財産は国税庁の資料によれば半分以上 が金融資産で占められています。そして その大半は家族名義の金融資産(名義 預金等)とのことです。相続人にとって、 自分名義になっている預貯金で贈与税 の時効(6年)が成立している思われるも のについては相続財産ではないと主張す る人が多くいますが、名義預金の判定に ついては、管理処分権やその預貯金の 原資(どうしてその金額の蓄積ができたの か)などを中心に判定され、裁決事例等 では相続人の主張はほとんど退けられて います。●毎年相続人名義で預金を積み 立てるごとに贈与税を申告していた例に おいても、長年預金の引き出しもなく、実 質亡くなった人の財産であり贈与はなか ったものとして、家族名義になっていた預 金全額を相続財産に加算し課税処分さ れました。納付した贈与税については消 滅時効(5年)の成立していない分のみ還 付され時効成立分は返ってきませんでし た。●贈与税を申告し納税することが税 務署に対しての贈与の事実の立証になる わけではありません。形式上の贈与につ いては、何年経過しても贈与税の時効は 成立しません。税務調査=名義預金等の 調査と考え、疑念を持たれぬよう日ごろか ら①口座開設の筆跡②使用印鑑③通帳 保管④受取利息等について留意しておく ことが肝要です。

1級ファイナンシャル・プランニング技能士・社会保険労務士 加藤幸三郎